

令和元年度第11回協働支援会議

令和元年12月10日（火）午後2時

新宿区役所本庁舎6階第4委員会室

出席者：藤井委員、関口委員、平野委員、土屋委員、石橋委員、松井委員、伊藤委員、
長谷川委員、山田委員

事務局：地域コミュニティ課長、大庭主査、丹野主任、武井主任

藤井座長 それでは、定刻になりました。第11回協働支援会議を開催いたします。

議事次第については、お手元に配付していると思います。

まず、定足数ですが、過半数を満たしているので会議は成立すると確認させていただきたいと思います。

それでは、まず資料の確認を事務局のほうからさせていただきます。お願いいたします。

事務局 配付資料ですが資料1としまして、課題整理表というものをお渡しさせていただきます。資料2、『新宿ソダチ』というのが冊子でございます。こちらは今年度号を皆様にお配りさせていただいております。

藤井座長 それでは、引き続き議事、次年度に向けた課題整理についてご説明と、そして議論をしたいと思います。

事務局 内容に入らせていただきますが、資料1の課題整理表をごらんください。こちらは第9回の協働支援会議後に皆様に作成していただきました制度の今後の課題です。そちらを抜粋してこの一番左端のところ、課題が書いてあるところなのですが、こういった分類で表記させていただいております。

左端の課題のところなのですが、周知ですとか、申請から事業の採択、その採択後のフォローですとかそういったところまで、この協働事業助成の全体の流れに沿ってこの課題は並べております。

そして、このまず表の見方といいますか、記載されている内容なのですが、委員意見というところが、先ほど申し上げました皆様からいただいたご意見を抜粋したところ

です。
その次に隣、令和元年度に区が実施した内容というところですが、こちらは今年度事務

局がそれぞれの課題に該当するようなどの項目で実施してきた実務の内容ですとか、考え方というところをあわせて記載させていただいています。こちらについて、このまま今年度実施した内容も踏まえまして、さらに皆様からいただいたご意見について、実現が可能でかつ効果があると思われるような取組案というものを事務局で検討いたしまして、それを令和2年度取組案という一番右端の列です。そちらに記載させていただいています。

令和2年度取組案というところ、番号が振ってございます。①から、トータルこちらは4ページ目まであるのですけれども、最後②まで。こちらを本日はご協議をしていただきたいと思っております。

こちらを見ていただくと①は黒地に白い文字で①、②は白地に黒い字で②と書いてあるかと思うのですけれども、こちらの違いをご説明しますと、この①のような黒丸で記載した側のほうは、事務局だけでなく、さらに委員の皆様からも具体的なご意見をいただけたらと思っているようなものについて、そういった黒丸で囲みのある番号で示しております。

②のように白丸で記載した番号については、具体的にもうこういった取組案はいかがでしょうかという形で、かなり具体的に書かせていただいていますので、その是非と申しますか、そのあたりをご審議いただけたらと思っております。

藤井座長 そうですね。改めてですが、今回資料1で配付されたのが、協働事業助成課題整理表ということで今ご説明があったわけですが、課題、委員意見、そして令和元年度に区が実施した内容、令和2年度への取組案と四つのカテゴリーがあって、課題については周知。縦です。説明から一番最後、22項目があるということで全般まで。それぞれの課題について、この委員意見というのは、この協働支援会議の第9回の後にシートを出していただいて意見を出していただきましたが、協働事業助成審査報告書の中にもこの委員意見に基づいた委員意見が反映されているというふうになっているわけですが、先ほど会議前に事務局のお話をいただいたところで、ブリーフィングをいただいたところで、この課題整理表に書いてある委員意見というのは、まだその報告書に反映されているよりも、さらにさかのぼってと申しますか、皆さんからご提出いただいたシートに書かれた意見をかなり丁寧にここに付してあるというふうにブリーフィングで説明してもらっておりますが、この委員意見に基づいて令和元年度に区が実施した内容と、そしてその後の令和、右端の欄ですが、令和2年度への取組案というのが示されているところです。

今回この会議では、この課題整理表にある令和2年度への取組案について審議、意見を

伺いたいということでございます。今説明をもらったところです。繰り返しになりますが、特にこの2年度への取組案の中で番号が付してあるところが、二つ種類が黒丸と白丸。その黒丸というのが意見を特に募りたいという項目で、白丸のところは事務局が提示した対応策でいいかどうか。適否、是非についてご意見を募りたいというそういう仕分けになっているということでございます。

時間が制約されているということを踏まえて我々が意見を交わしたいと。あと補足してお願いします。

事務局 限られたお時間の中にはなるのですけれども、こちらに出させていたでいてる22項目について、中にはしっかりした最後の結論は出ないものもあるかもしれないのですけれども、なるべくこの中で整理し尽くしてご審議いただきたいと思っております。

では、早速中に入らせていただきたいと思っております。流れに沿って進めてまいります、大きく三つに区切りまして、その中で項目ごとにご審議いただきたいと思っております。区切り自体は、一つ目がこの課題で言いますと周知から申請の。めくっていただいて2ページ目、課題提起。番号でいくと①から⑨まで。次に審査関係ということで⑩から、またこちら4ページ目、⑮番まで。さらに採択の後というところの以降のものということで、⑲から⑳という形で進めさせていただきたいと思っております。

まずこの1番最初の区切りの中です。取組案を最初に一通り読み上げさせていただきます。まず周知、こちらは周知不足というところなのですけれども、令和元年度の実施内容も踏まえまして、令和2年度としては引き続き同様の周知を行っていきたいと考えております。早速で大変恐縮なのですけれども、このほか不足する周知先ですとか周知方法など、そういったものがございましたらご意見をいただきたいと考えております。

続きまして、説明会ですとか申請受付のあたりを踏まえてになります。こちらは募集要項の記載例という形で事務局がつくったものを掲載させていただいているのですけれども、それをさらに具体的に採択団体の実際の申請書類。例えば企画書などです。そういったものを使わせていただくなど、そういったさらなる工夫を行う。

③としまして、こちらはこういった手続で進められるかというところをもう少し見やすい形にするために、『新宿ソダチ』が今回一般事業助成のほうになるのですけれども、選考団体の申請に際しての体験談というのを20ページのところから掲載しております。協働事業助成は編集時期に間に合わずこちらに載せることができなかつたのですけれども、助成の種類は異なりますが説明会等でもこの『新宿ソダチ』を活用して、参考にしていただ

いて、実際のところの不安などの解消につなげていけたらと考えています。

④が申請に関してのところ、相談の期間ですとか申請期間を今一緒になっているのですけれども、そちらを逆に明確に分けることで、相談期間内というところで団体のアイデアをきちんと企画化する時間を設けまして、内容をより詰めやすくなるようなスケジュールの調整を図りたいと思います。

⑤番としましては、課題解決の根拠について、その記載方法とかそういったところにかかわってくるかと思うのですけれども、さらにご審議の際に客観的な把握が委員の皆様にしていただけるような企画書の書き方というのをこちらの事務局のほうでも工夫して、助言を引き続き行いたいと思っております。

⑥番、こちらは企画書の書き方そのものについてになってくるのですけれども、こちらは課題ですとか手法、団体の強みといった企画の特徴が、今の企画書はだいぶ文章が多いものにはなっているので、さらにその中でもアピールできるように書き方を工夫するなどの助言を団体のほうに事務局のほうから働きかけられたらと考えております。

めくっていただきまして2ページ目の上の相談。こちらは申請時の区の関係課との相談というところになってくるのですけれども、所管課との相談というところを円滑にするために、今も用意している確認シートというのが団体のほうにお願いしているシートになりまして、そちらに記載をしてもらって事務局のほうに確認しましたということをご提出いただくようお願いしているものなのですけれども、きちんと確認項目なども工夫して、事業担当課でも団体と共通認識のもと相談を受けられるように、担当課用のシートを作成できたらと考えています。

このシートの内容等に関しましては、さらにまた後の13回のご審議などでお願いしたいと思っております。

続きまして、協働の相手方のところの選定というところなのですが、実例としてこんなことがありましたということでお伝えして、団体の皆様にもご理解いただいた上で、その上でどういったところを相手方とするのか、慎重に選んでいただけるようにアドバイスさせていただきたいと思っております。

移りまして課題提起のところ、こちらはこれまで区からの課題提起という形で行政のこちらの庁内のほうで募りまして、それで集まったものを記載させていただいていたのですけれども、前回の支援会議でも少しお話しさせていただいているのが、地域から課題を募ることができないだろうかというところがございましたので、そこについて皆様に

後々ご審議いただきたいとは思っているのですけれども、現在実は庁内で民間からの事業提案制度というものが、別に検討が始まっているところでもございまして、事務局のほうでこちらとの整合性とか考え方、そういったものをきちんと整理した上でまた、これは次回になるかと思うのですけれどもご検討いただけるように、また資料などもご提示させていただけたらと思っております。なので、この⑨番に関しましては、本日審議の対象から外させていただきたいと考えております。

ちょっと戻ります。まず①番の周知先のことなのですけれども、こちらについてどういうふうな、どういったところにもう少し案内をしたらいいのではないかと、そういったようなご意見がもしありましたらお願いいたします。

藤井座長 今、時間の制約もあるのでご説明をやっていただいたのですが、まずこの課題整理です。まず課題、周知のところが令和2年度への取組案、ここが我々の今回議論するところですが、黒丸①となっているので、内容について提案も含めた意見を皆様からお伺いしたい。この周知についての課題にかかわる。第9回後にご提出いただいたシート、皆様からの意見をここで三つ大きく周知が不徹底だと。掲示板、広報誌等での告知を工夫したらどうかと。あるいは、区以外の窓口で団体向けに積極的な働きかけを行ったらどうかというこういうご意見があった。

今令和元年度に区が実施しているこの内容について、これが7項目あるわけですが、さらに周知をするためには、このほかこういう周知先があるのではないかと、あるいは周知方法はどうかというご意見を皆様から今この場でお伺いしたいと、そういうことでございます。

どうぞ活発なご意見を皆さんしていただきたいと思います。いかがでしょうか。区報、ホームページ、掲示板へのチラシ掲示、施設での配架、NPOへのDM、SNS、キラミラでの情報発信、投稿、雑誌投稿です。区外の間接支援団体への配布依頼。それ以外に何かこの周知先であったり、周知方法でこういうのがあるのではないかと。これはもうストレートに2年度、来年度の事業に反映されるというそういうこと。検討をまだするという事です。

ご提案を何かありますか。もう今はとにかく情報発信というのは、どんなところでも皆さん大切と言われてはいますけれども。

石橋委員。

石橋委員 石橋です。ちょうど委員意見とまた重複してしまうのですが、掲示板や広報

誌での告知の工夫ということで、今年度実施していただいたのが区設掲示板ということで、自宅近辺で区設掲示板というのが、知っているのが1カ所だけなのです。ふだん全然見ていないところでたまたま気づいて、気づかないような場所にあります。

町会の掲示板というのは、ご存じのとおり至るところにあるので、まず気づいてもらうというものとしては一番シンプルなものかと思っておりますので、一番に町会の掲示板でも掲示していただくというのが大事かなと考えています。

次に区報なのですが、1行目に書いているのですが2面ということで、1面と2面の違いというのは大きいかと思うのですが、以前も事務局の方から何か優先順位があって難しいのですというのもよく覚えているのですが、やはり1面かどうかというのと、2面以降はとても文字も小さくて見つけるのがすごく大変なのです。探したいというのなかなかふだん見つからなかったりもするので、何とか文字数は少なくしてもキャッチコピーのような形で区報に募集の期間前とか適宜気づいてもらうというか、こういう活動をしていますというのと、あと今回の事例も見てもらう。

次のホームページの掲載というのは、気づいてもらうというよりも何かを調べにいくというのが通常ホームページの位置づけかと思うので、まず気づいてもらうということでそこへ注力していただくと大幅に変わってくるかなと思います。

以上です。

藤井座長 どうもありがとうございます、口火を切っていただきまして。今町会の掲示板がみんななじみではないかと。そこには今現在は。

地域コミュニティ課長 やっていません。

藤井座長 掲示板はやられていない。

事務局 今は掲示していません、区設のほうなので。

藤井座長 そうか。それはやっぱり難しいところはあるのですか。

地域コミュニティ課長 掲示の依頼するのは結構多くあるので、なかなか長期間というのも難しいということもありますが、短期間であればあるいはできることもありますけれども、まだその辺は必ず掲示していただけないということなので、確実な区設掲示板ということでやらせていただいています。

藤井座長 掲示のチラシというのは結構何色刷りとか、そういうつかみもあるような各工夫はされているのですか。

事務局 今回のチラシでいけば持ち合わせがなかったのですけれども、カラー刷りで。

こんな感じのをことしは作成しまして。

藤井座長 なるほど。もう結構文字が中心なのだ。

事務局 出しました。説明会とかの話も載せているためで。

藤井座長 町会にとにかく掲示板にお願いするというのがまずということですかね。それと先ほどは、区報の今2面でというお話。これは前にもう説明があったときになかなか全体の整理。新聞でも整理というのは大変なのですが、何を置くかという。それとともに載せるのをもうちょっとキャッチーな。

石橋委員 そういう気づいてもらうというところが。

藤井座長 気づいてもらうような基礎情報だけでもパツというところなのですかね。僕もよくわからないのですが、それは事務局としては。

事務局 やはり私たちが順番を決めるわけではないので難しいのですけれども、できる限りお願いできるように、こちらもプッシュしてやってみたいとは思っています。

藤井座長 ほかに何か。平野委員、お願いします。

平野委員 平野です。新宿社協さんというのは、住民団体の多分困りごとの第一次受付となっていると思いますので、ここでの広報というのはどういう体制になっているのでしょうか。

藤井座長 社協での広報を含める。では、長谷川委員、お願いします。

長谷川委員 うちのほうでこのトピックスみたいな形ではお載せはしていないのです。でも、すぐリンクが張ってあるので移せるようにはしてあるのですけれども、まずパツとホームページを開いて、そこにこういう情報があつてというパツと目につくところには、お載せしていないという状況ではあります。

平野委員 紙媒体の配布は行っているのでしょうか。

長谷川委員 紙媒体ではこちらの協働支援事業については。

事務局 チラシをお送りさせていただいているので。

長谷川委員 そうですね、それを配架するだけで。ホームページのほうに載せたりとか、何かに合わせて同封して送ったりというようなことはしていません。

藤井座長 今ご意見、まだ掲示板とか広報誌面の告知、工夫を行うという工夫について、あるいはお話が何か難しいところでもあるのでしょうか。何かありますでしょうか。

関口委員、お願いします。

関口委員 私の印象としては十分やられているという印象はあります。正直ここまでや

って来ないのであれば、多分周知以外のところに問題があるのではないかという仮説を私は持っているのですけれども、とはいえもしかしたらまだ周知が足りないかもしれないので、これだけ見ていると議論が空中戦といえますか。つまりもうちょっとエビデンスというかデータが欲しくて、例えば今回3団体でしたか、応募？ 今回というか、先ほど報告したのは4団体ですか。

事務局 4団体。

関口委員 4団体。今回応募があった4団体は、一体何を見て応募してきたのかとか、あるいは昨年度は採択には至りませんでしたけれども、申請はあったわけですね。

事務局 はい。

関口委員 申請があった団体さんたちは一体何を見て応募されたのかとか、あるいは申請は実際していないのですけれども、相談は来ている団体さんはいらっしゃいますよね。

事務局 はい。

関口委員 結果申請に至らなかった団体。その人たちは一体何を見て相談に来たのかとか。せっかく今回だけじゃなくて時間があるということなので、次回以降も。もうちょっと実際のデータを見て議論しないと、思いつきだけで言っても多分効果的でない施策になってしまうと思いますので、もちろんこれは全部コストがかかる話で、コストということはつまり区民の税金ということですから、この事業の場合。

だから、やっぱりコスパを考えて、考えていかないと、それはもちろんやったほうがいいのですけれども、全部に。本当に何なら個別の電話かけとか私は思いましたけれども、130でしたっけ？ 130ぐらいだったら、うちも電話かけとかするのです、会員継続とか今の時期やっているのですが。だから130ぐらいだから全部ローラー作戦で電話かけするぐらい、もう思いつきであるのですが。当然皆さんの人件費と残業代がふえてしまうわけですから、そこら辺は少しどこら辺が均衡点なのかというのを判断するためにもその実績。もうちょっと次回まで調べておいていただけるといいかななんて。

事務局 はい。

藤井座長 今お話がありましたように、もう既に相談されてきたりとか、あるいは過年度の申請団体に対してフィードバックのアンケートというか、聞かれて、それを議論の素材であったり、次の周知の先であったり、方法を考える際の基礎的な情報に、速報にしよう。

事務局 そうしましたら今関口委員がおっしゃったようなデータを次回までにお調べい

たしますので、それでその結果ご提示させていただいた上で、さらにというところでこの件については、また議論いただくということでよろしいでしょうか。

藤井座長 いいですかね。それで、よろしいですか。ほかに何かこういったというのがありますでしょうか。

松井委員。

松井委員 松井でございます。今関口委員がおっしゃったようにどこを見ていらしたのかというのはすごく大事だと思っていて、そこが同じところであればお金をかけるところを、そこを厚めにしたほうがいいかなと思いますのでよろしくをお願いします。

それと私1年目でとんちんかんなことを言っていたら恐縮なのですがけれども、もっと若い人たちにも知ってもらいたいと思うので区内にある学校、大学とかに働きかけとかをしてはいけないのでしょうか。

事務局 そうですね。

松井委員 仕事をふやして恐縮なのですがけれども。ただ、どうしても年齢層がやっぱり上の方が多く、若い世代の方たちは知らないと思うのです。でも、学生さんもいろんなボランティアをやったり、いろんなことをやっていて活動をしていて、お金が足りなくて困っているところもたくさんあると思うので、そういうところと何か協働ができてもいいのかなと思っているのです。

それが実現できるものなのかどうか、私にはわからないのですが、なのでそこも少し視野に入れていただければ考えていただけるとありがたいです。

事務局 一つ懸念しているところとしましては、一応この協働事業助成で採択をされて3年間。その後もなるべく事業を継続してほしいと言ったときに、学生さんたちが卒業された代がその活動を主にやっていたとしたら、その方々が抜けてしまうとその事業がもう継続しない可能性もあるというところを。

松井委員 そこはちゃんと議論というか、プレゼンのときにこの団体はちゃんと続くのかというところは見ているところなので、それは大丈夫だと思うのです。まず相談の段階で。

事務局 相談の段階ですね。

松井委員 もう部員数がどう見ても先細りになれば、それは難しいということもわかると思うので。それ以外のところで何かお手当ができてもいいのかなというのを一つの案としてお伝えして。

事務局 もう少し整理して考え得る限り対応したいと思います。ありがとうございます。

松井委員 お願いします。ありがとうございます。

藤井座長 石橋委員、どうぞ。

石橋委員 石橋です、何度も申しわけありません。その松井委員の提案がとても今の時代にマッチしているなと思ったので、私もいろんなところに、これに限らず勉強会に行くのですが、本当に学生さんも意欲がすごく高く、今週末も中央区の勉強会に行くのですが、そこでも学生さんも何人も来られていてということなので、今までにない窓口という、切り口というのでとてもいいと思います。

さらにご心配された学生さんでその後ということなのですが、本当に松井委員がおっしゃったとおりその後輩の方々というのもいらっしゃるわけで、その活動がうまくいけばさらに部員さんもふえるかもというので可能性は高いと思います。従来のこの募集だと同じ。区長が以前おっしゃったみたいに同じメンバーばかりになって、新たなメンバーということなのですが、やはりこの場所だと同じメンバーばかりになってしまうのかなという懸念もあり、いろんな告知もされているので、それは順当な活動かなと考えます。

以上です。

藤井座長 こういう広報というのは、ターゲティングでどのセグメントをしてという。そこに集中的にプロモーションをやるというのが、教科書的なマーケティングな話なのですけれども、すそ野そのものを、ターゲティングのところの議論は尽きないところだと思うのですが、今度先ほどお話がありましたように、次回にそのフィードバックのアンケートも聞いて、そこで場合によったらいろんな手がかりを我々が得られるかもしれないので、次回の会議でそうした情報も聞いてお話をいただければと思います。

ほかに。

伊藤委員 今の大学を対象にするやつで、私もやっているのです。八王子でやっているのだけれども、こういうふうに関口が広いとどこがやっていいかわからない。私たちは環境をやっているから、その大学の環境関係のところへ行けばいいわけです。ホテルの育てる会だとか山をきれいにする。

今言ったようにこの連続性というのは結局ないの。10人いて結構もうやってくれて階段をつくらせたり、山へ。それから、小川が崩れるのを直したりとやっていくのだけれども、次の年に人間がスッと入ってこなくなる。そうすると2~3年停滞してしまうというのがあって、それが人間のつながりで、先ほど言ったように新宿区が、いろいろ関口があ

るじゃない。何でもおいでよという話だ、これ。例えばそれだったらここにあるのだろうけれども、新宿区のことしの第一の目標、こういうことだと言えば行きやすいのだ。

すると聞くほうも新宿区のここが一番ことしのメインなのだということ、そういう活動のところに行けるわけだけけれども、そうしないで何でも、どこでもという、どこへ行っていいのとなってしまう可能性がなきにしもあらずだなと。絞れば絞るほど行きやすい。ターゲットを絞れば絞るほど学生のところも行きやすい。

藤井座長 石橋委員。

石橋委員 今の伊藤委員のお話を受けて、またこちらも本当に賛同させていただくのですが、もしかしたら社会的にも新宿区さんとしても毎年課題の優先順位というのは変わってくる可能性も多く、学生さんにもチャレンジする機会と。よくノーベル賞でも最近言われるのですが、チャレンジするのを恐れてもう最近何もしなくなって、今後はちょっと先細りかなというのもあるので、チャレンジする場ということで、3年じゃなく1年という枠というのを考えるのも検討していただくと、それで伊藤委員がおっしゃったみたいになまくいかないというのも恐れなくて決断、審査もして採択もできるかなと思うので、それでいろんな数多くの方に申請していただいて、チャレンジしてもらって。そういう意味ではテーマも広げられるかもしれないですし、その分後のテーマの選定というのも本当にしっかり考えないといけないかなというふうにも思いました。

以上です。

藤井座長 伊藤委員。

伊藤委員 伊藤です。協働事業の前の段階として単年度で今もやっているじゃない。ああいうのにやってもらうとか、も一つだよ。最初から3年なんていうと、おれたち今やって、真剣にやっているけれども、来年、再来年なくなったときに、後輩がいなくてこの事業をやったけれどもという懸念が出てしまう。それだったら単年度で助成金でという事業をこういういっぱいやってもらって、そこから太い幹になっていくのを探すというのも一つだと思う。

藤井座長 この周知、課題はもっぱらトゥー・フォーム、だれにというのとハウです、例えると。そこが議論の焦点だと思いますが、大学というのは余り、僕も籍は置いているのですが、一応各大学にボランティアセンターというのを置いてあるのです、本当に。そういうところもあるかなとは思いますが、また基本は先ほど関口委員からもおっしゃられたようにまず我々議論の素材をいただいて、次回のところで議論していただくと。よ

ろしいですか。ほかにまだ課題があると思うので進めていきます。

事務局 では、進めさせていただきます。②番、募集要項の記載例を実際の採択団体の企画書などの申請書類を用いてさらなる工夫を行う。

一緒に③番もお願いしたいと思いますが、『新宿ソダチ』なども使いながら説明会等で活用して、参考にしてもらおうという取組案を考えているのですがいかがでしょうか。

藤井座長 説明会、申請についての課題でご意見が前で、申請から実施までの説明を簡単にしてもらおうということと、申請書のその記載例を掲載したらどうかというご意見があった。手続をもっと簡素化してはどうかということ踏まえて、募集要項の記載例の一部を申請書類。実際の申請書類を挙げて説明すると、採択団体の。というのと、申請された体験談を掲載する。そうしたことを参考にしてもらえば参考になるのではないかというさういう。この提案のねらいというか、改めてですが。

事務局 いただいたご意見にまず対応して説明会。一番この書いていただいたご意見のとおりにできたらそれが望ましいかとは思うのですけれども、やはり団体さんもいろいろ忙しいのもあったり、なかなか調整がつかなかったりということもあったりして。今でもこれから事業報告会ですとか、ヒアリング等で何かと団体さんのほうも負担が。評価の関係でかかるところもございますので、団体のところに行く前に、ひとまず我々のできる範囲の中で。

とはいえその団体さんの実際の声というのが届けられたらというところで、まず『新宿ソダチ』を使ってみたらどうかというところと、あと記載例も書かせていただいています。前に載せている記載例というのは、丸々事業でこうこうこういうことがあってという架空のものを書いているのです。

こういうことを書いてくださいという形でやっているのですけれども、実際のこういうふうにやっていますというより具体的な事例が書かれていたほうが、自分たちにもうちょっと引き寄せて考えられるかなというところで、そういった工夫をしてみてもどうかというのが。

藤井座長 採択事業の複数載せるということですか。

事務局 複数は、ページ数がまた多くなり過ぎても皆さん、今もただでさえ分厚いので、なかなかお読みいただけない状況がございます。そのあたりもあるので、なるべくそういったのを載せるのですけれども、全部が全部というわけではなく、こちらの事務局のほうでもピックアップしながら載せられたらなということなんです。

藤井座長 幾つかということなのですか。

事務局 はい。

藤井座長 いかがでしょうか。これは白丸、先ほどの議論の約束事で。

事務局 そうです、具体的に。

藤井座長 これはこういうことを取り組みされているお考え。事務局のほうでのお考えなのですが、これはいいかどうかということですね。

事務局 そうです。

藤井座長 いかがでしょうか。やっていいんじゃないかというのか、いや、これよりも。

事務局 よりこうしたほうがいいんじゃないかとか、そういうのがございましたら。

山田委員 よろしいですか、山田です。

藤井座長 山田部長。

山田委員 2番のその募集要項の記載例の一部としてということで、採択団体の実際の申請書類をとということで事務局、今書いてくれているのですけれども、手続として例えば令和元年度なら令和元年度のエントリーに当たって、最初からもし採択された場合には、次に続く団体のためにこの企画提案書、事業提案書について公開をする可能性もあります。それでもいいですか、はい、いいえということで、手続としてはそういうものというのはいかなることはないというふうに思うのです。

ただ、ある意味そこは今実際に活動されている皆さんに率直にお聞きしたいところなのですけれども、まさにその企画提案書の中身というのが、団体のノウハウがいろいろ詰まっているものとしたら、その辺がある程度オープンにされるということに対して、みんなと一緒に社会問題を解決していくのだというようなところで、差は然りながらNPO独自のノウハウみたいなものがそこに詰まっているということがあったときに、そこに対する抵抗感みたいなものが率直にいかがなのでしょうかというところは、ぜひ私なんかはお聞きしたいところなのですけれども。

藤井座長 確かにそうですね、企画書なんていうのは一番。

山田委員 財務諸表だとかそういうのは全然別にして、企画提案のところ。要は問題解決のアプローチとしてこういうことをやれば、いわゆるその毎度毎度申請書を。乱暴に言ってしまう。書いても採択に至らずという団体さんにしてみれば、どうやったら採択水準のものがふえるのかよくわからないというところが悶々としているのだとすれば、このぐらい書ければ採択されるのですという。そこがわかれば次に続く団体に対しても励み

になるという意味では、この白丸の②というのはそこに意味があるのかなと思うのですが、それが、抵抗がなく受け入れられるものなのか、どうなのかというあたりのところだと思うのですが、率直にご意見をいただければと思いますけれども。

藤井座長 いいということであればやりましょうということなのでしょうけれども、どうでしょうか。平野委員。

平野委員 平野です。別の政府系の助成事業の今組み立てをやっている、そこでやはり受かったところを載せるのだとしても、やはり権利が出てくるから、それは相手の団体に了承を得るということをもし記載するとしても。

それとそこのプレゼンテーションの部分の次に、かなりその団体によるものがあるから、かなり皆さん真っ黒に書いてくるのではないかと。ただ、真っ黒に塗りつぶしたものを公開されて意味があるのかということと、あと部長がされた点で言うと、落ちた団体には掲載しなくて結構だから個別になぜ落ちたのかは、丁寧に戻してあげれば申し込んだ団体も、じゃあ、次回にチャレンジということにお考えになるんじゃないかと。

その要旨で例えば200文字とか300文字をやって掲載するやり方もあるし、だから企画書自体としては知的財産であるというふうに私どもはそれをとらえていますので、そういうこと。

藤井座長 なるほど。ストレートにこれは。

平野委員 難しいかもしれません。

藤井座長 難しいかもしれないと。では、関口委員。

関口委員 というか、もっと早く言えばよかったのですが、既に実は私の担当の説明会では配っているのです。実際に昨年というか、これまでの例えばあれはごっくんリーダーさんのは配りましたよね、たしか前回の説明会のとき。

だから、過年度の採択団体の実例。それはなぜ配れるかということ、区のホームページに公開されているからで、既に公開されているものを配るということ。一応了承は担当の方にとってはもらっていますけれども、もう既に配っています。

そういう意味で応募要項の記載例そのままをというのは、それはそれでいいとは思いますが、いいのか、既にやっているわけですから。そういう意味で公開前提になっていますので、それに何か特別な何かノウハウというものは、含まれているなら既に公開されているし、それはご了承くださいということだし。

だから、問題ないのですかね、そういう意味では。

藤井座長 土屋委員。

土屋委員 記載例として配布するんじゃないくて、その今関口さんがおっしゃったようにホームページでちょっと確認してみてくださいと。こんな感じなのでというようなご案内をすればいいのかなと思うことと、もう一つ別なのですけども、やっぱり団体によって物すごく書類が分厚いところと薄いところと差があるのです、私たちが読むときも。

だから、大体こういう項目は何字程度で書いてくださいみたいな形にしてあげれば、その申請をするときも逆にやりやすいんじゃないかなと。たくさん書いたほうがいいと思って、もうたくさんやらなきゃと思うと、やはり申請するときのわずらわしさというのが物すごく大きくなると思うので、ある程度字数制限を書いてあげたほうが、もしかしたら書きやすいのかもしれないと思いますけれども。

藤井座長 これは次の項目にかかわることですかね。企画書とかそこにかかわるご意見も出ているのですが、今二つ目のこの説明会、申請に関するご提案については、私なりに伺って、そしてホームページで既に公開されている情報であれば、それを、リヨンをつけるかどうかは別にして、クレジットをつけるかどうかは別として、その範囲内で提供されることについては、これまでもされていることなので、そこにむしろ情報がいきやすいような形にされるのでいいと。

事務局 今回ホームページがあるにもかかわらず載せようとしたところのもう一つの思惑として、ご案内しているのですけれどもなかなか。

藤井座長 見ていない。

事務局 見ていただけなくて、次回までに来てくださいと言って、またそのときにご案内し直すのですけれども、なかなか、ああ、まだ見ていませんと言う方が。お忙しい方が多いのだと思うのですけれども、そういった我々のホームページのあり方とかそういうことにもかかわってくるのかもしれないのですが、実際もうそこまで見ていただけないのなら出してしまおうかしらというところなのです。

藤井座長 クレジットをつけてもいいかもしれないです、ホームページよりとか。

事務局 はい、そうです。

藤井座長 伊藤委員。

伊藤委員 伊藤ですけども、基本的に言えば今までやったもののライブラリーじゃないけれども、協働事業ライブラリーじゃないけれども、そこがあると。そこから何か引張る人は問題があるとすれば、貸し出しじゃないけれども貸し出し、何々団体とか、それ

からこう引っ張るのも一つだけれども、そこまでやるかとか。僕らもいろいろ全国レベルのやっているものを見ると、一部分だけ切りやらないじゃない。

そこは卒論を書くのと一緒で、何々を参照とか、何々のデータをとか書いてあれば一番いいのだ。そうすれば引用されたところだって悪い気はしないし。と思います、それについては。

出すということは知らしめているのだから。だけど、一面新聞の記事や何かあるじゃない。例えばこの間も出ていたのだけれども、私のところが何かいい記事があるじゃない。それを同業者のところにこういうところではこういうものやっけて成功していますなんてことを出すのは、これはノーグッドなのだ。法律に違反しちゃうのだ。それとちょっと違うのだけれども、触るかなというような気がしないでもなかったのだ。情報で言う、情報というものを。

藤井座長 私なりにですが、今皆様のご意見を伺って、この取り組みは取り組みとしてやっていただく。ただ、その際、情報提供の際にクレジットでつけると。剽窃を通す側からも絶対あり得ないことで、それはもう審査の過程で厳正に対処されるということはもちろんだろうと思いますが、それはもう言わずもがなだとも思うのですけれども。この取り組みをとということかと思えます。よろしいですか。

その次のこと、今土屋委員からも企画書について、書き方についてご意見がありましたけれども。

事務局 ちなみに一応一まとまりでお願いしたいと思えますので、4番目の相談期間・申請期間を明確に分けるというスケジュールのあり方。あと5番目のほうは、これは具体的にというあれでもないのですけれども、事務局のほうでさらに助言をしていくというところで取り組んでいきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

藤井座長 申請受付の問題と企画書についてです。それぞれご意見があったわけですが、それに対して2年度を取組案としては、相談期間・申請期間を分けてスケジュール調整して、企画を相談期間内にアイデアをまとめられるような余裕を持って、ある程度めりはりですかね。つけたほうがいいと、そういうことですか。

事務局 ちなみに今年度でいきますと提案書の提出期間というふうに設けたのが、5月27日から6月20日までの間というふうにさせていただいておりました。

藤井座長 1カ月近くあるわけですね。

事務局 はい。それまで事業担当課との相談とかそういったのも踏まえて、さらにその

相談から事務局のほうでもやりとりをしてということで、どの団体さんも基本的に1回で受けられる状態になっているものは正直なくて、何度も何度もやりとりをさせていただいておりますので、それくらい期間は必要にはなっています。

藤井座長 これは丁寧にとということなのですね。

事務局 そうですね。

藤井座長 ご意見を踏まえて。

事務局 先ほど土屋委員からもお話があったように、そこで我々のアドバイスが響く団体さんと響かない団体さんとどうしてもありまして、そこが分量の差になったり何かに出てきてはいるかなというのがあります。

藤井座長 分量という点では、先ほど土屋委員がお話があった字数制限とか、要は目安となる何文字程度というそうしたフォーマットの中に入れられてはという先ほどのご意見だったと思うのですが、土屋委員、よろしいですか。

土屋委員 はい。

藤井座長 ということで、それはどうですか。書き方の助言を強調されると、統一されるといいうそういう機会を持たれるということの中に含まれると思うのですが。

事務局 やっぱりそのあたり、割とどうしても審議に耐えられる。委員さんがお知りになりたいであろうことをこういうところもあったほうがいいですと、つい私たちが助言してしまったりすることで冗長になってしまう。逆になってしまったりということも感は否めないかなとは思っております。

そのあたり今お話しされたように今の形式ですと、何文字以内というのもなかなかその事業によって厳しいところがあるとは思いますが。

藤井座長 なるほど、確かに。

事務局 なるべくマックスでこの程度。企画書全体で何ページ以内というのは決めていますので、そのあたりも踏まえて。

藤井座長 個別の助言や教示をやられているということだから、その過程の中で話をされるということですね。

土屋委員、いかがですか。

土屋委員 はい、そうですね。最初からたくさんあるなと思うと、やっぱり手をつけるのがおっくうになる、申請するのがおっくうになるという。私なんかはそうなので、本当はだから記載例とか、そういうところにもうちちょっと端的なものみたいなのが書いてある

とちょっとやりやすいかなとは思いますが、今事務局がおっしゃられたようにやはり思いはそこで端的にできるような事業とそうではないもっと深いものからいろんなのをもうやっていて、そこも盛り込みたいというその思いもわかるだけにどうなんだろうなど。

でも、大体の本当にこの程度というのが、マックスのページ数が決まっているとおっしゃっていたので、その程度でもしかしたらいいのかな。

でも、本当ならこっちが審査するほうの気持ちとしては、同じぐらいの分量のほうが審査はしやすいのです。

藤井座長 確かに。

事務局 確かにそうですね。次回そうすると出てきたところの団体さんに応じて、それなりに私たちも横断的に見ていくことになりますので、そのあたりで調整できたらというふうに思うのですがいかがでしょうか。

藤井座長 スケジュールの調整、緩やかに今やっていかれると、取り組みを。そして、企画書の書き方については個別に教示されたり助言されることですので、これでいかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 私、いつもこう言うのだけれども、何かというとみんな文字の羅列。結局文字の羅列だよ。何年に何パーセント、その次の年に何パーセント。それだったらそんなのを棒グラフか何かでピュッとやっちゃえば。そういうグラフを全然使えていないのだ。構成もそうだし、何パーセントと。円グラフにして総数をやってポッと出せば、ああ、これで見れば一目瞭然といつも思っている。もっとそういうグラフや何かを活用したほうが視覚に訴えるよね。

先ほど土屋さんが言ったようにいっぱい書いてあって、同じようなのがまた下で出てくると次のときも、次をめくったときも同じで。そうするとだんだんだんだん読みたくなくなるというのはあるよね。

それといつも講演会というか、そのときに言うのだけれども、項目があつて何々による何々の現象だとかというと、そういうふうな文章の展開になっていると読みやすいわけ。ああ、それでなっているのかなと思って読むけれども、出てこないとエーッとってしてしまう。そうすると情熱が薄れるよね。ということを書いてやればいいのか、まず。

藤井座長 ⑤で課題解決の根拠について客観的に把握できるように書き方助言。

伊藤委員 うん、そう。

藤井座長 その中に含まれているので、この取り組みでと思いますがよろしいですか。

伊藤委員 そう、視覚に訴えると。

藤井座長 それでは、次の項目、課題について。

事務局 ⑥番についてもよくお話、だいぶ重なってくるかと思うので、そうすると今のこのお話と⑥番のお話がリンクするような形で、合わせて感じたところを助言をしていくということでもよろしいでしょうか。

藤井座長 そうですね。何しろめりはりのあるものにするために課題、企画の特徴からアピールする。

石橋委員。

石橋委員 石橋です。今の伊藤委員のお話を受けて、今回採択された団体のプレゼンのときもお伝えしたのですが、円グラフというのが間違ったグラフになっていたのです。誤解を招くようなことがないようにご指導いただきたいなど。

藤井座長 助言をしてくださいということですね。よろしいですか。そうですね。

では、その次をお願いします。

事務局 では、めくっていただきまして2ページ目になります。⑦番目、こちら確認のシートを団体用だけでなく担当課用にも作成するというところなのですが、いかがでしょうか。

藤井座長 相談についてですか、相談支援の充実について。具体的にはこういう取組案としてということで、確認項目を工夫して担当課用のシートをつくる。これはわかりやすいですね。つくってもらう、この点についてはいかがでしょうか。

土屋委員。

土屋委員 いや、とてもいいと思います。

藤井座長 いいですか、よろしいですか。

事務局 こちらでまた案を作成しまして。

藤井座長 次回こういうものだと。

事務局 13回のときに募集要項等々協働事業助成をまたもう一度次年度の具体的などところをご審議いただきたいと思っておりますので、その際に具体的なところをご提示することで作成する方向で取り組ませていただこうと思うのですが。

藤井座長 そうですね。見せてもらって、そこでまたご意見をいただくと。

事務局 そうですね。

藤井座長 関口委員。

関口委員 わからなくはないのですけれども、2点懸念があって、1個目はこの間なるべく所管課の方の負担を減らそうという方向でこの制度は改善を図ってきているはずなのですけれども、このシートの作成というのがそれに逆行しないのか。

もう1点は、この点は私のうがった見方かもしれないのですけれども、実際の今回の審査でも区の担当課さんのほうが余り乗り気でないというところが結構あったので、事業によっては。このシートの作成がプラスに働けばいいのですが、こういうことがある意味制度に乗っかることによって、それが助長されないか。

つまり区の担当課のほうは、このシートでいろいろ聞かなきゃいけないと言われているのですということをおっしゃって、なるべく協働提案を受け付けない方向に流れないのか。それを何らか担保していただくならいいと思うのですが、せっかく書類を減らしてきた反面、その担当課に新たな書類をやっていただく。しかもそれが何かポジティブに、ああ、これならぜひ協働してみようという内容に流れればいいのですが、逆効果にならないかというがあるので、それはどんな内容なのか。今もありますよね、そのシートというのが。それはどういうお考えなのかをぜひ聞いてみたいと思います。

藤井座長 それに関連してですか。では、土屋委員。

土屋委員 とうか、そもそも協働事業というのは、その担当課とどこか別の団体が一緒になってやるということだと思っているので、その担当課がそんな後ろ向きな、ちょっと面倒くさいやとか、そんなのだったら協働事業にはならないんじゃないかなと私は思うのです。そういう手続のわずらわしさ。手続とうか、自分の業務がふえて大変だとかと思うのであれば、そもそも協働事業ではない。

ですから、そういうことも積極的に行って、その所轄課が積極的に行って初めてやっばりできることなので、このことはとてもいいことだと。お互いに内容がよくわかって、一緒にやっばりという気持ちも盛り上がっていく。だから、これは大切なことなんじゃないかなと私は思うのですけれども。

関口委員 だから、それはそういう面もあるとは思いますが、ただこの間協働事業制度を運用してきて、必ずしもそういったような担当課に恵まれたと言ったら語弊があるのかもしれないのですけれども、そういう事業だけじゃなかったのは事実なのです。

土屋委員 ああ、はい、そうです。

関口委員 ただでさえ、今回はたまたま自由提案が採択されましたが、この間いわゆる区が提案した事業が採択される年度がかなり続いてしまったということがありまして、そこでの私の課題意識は、どうしてもそれは当然おっしゃったとおり自分たちで課題提案している事業だったらやってほしいと思っているわけですから、それは評点がよくなるのは当たり前で、ただあえて自由提案というのを設けている趣旨としては、それだけ区の提案だけじゃ気づかない地域課題があるからそういう制度をわざわざ設けているわけです。

そこについてのハードルをみずから課してしまうことにならないのかなというのと、ある意味我々は強制カップリングというのもしてきたわけなので、その区の担当課は確かにちょっとこれとは思っていたかもしれない、当時は。でも、その後の協働事業としてやることで、結果としてお互いがさらに知り合うことができ事業としてうまくいったという事例も幾つかあるのです。その点をだからこのシートがどういうふうに表現するかというのを考えていただきたいということなのです。

土屋委員 出てきた時点で、案を出していただいた時点でちょっと考えて、また検討してみるのがいいんじゃないですか。

藤井座長 土屋委員。今ここでの課題については、委員意見のほうに書いていますように相談支援を充実させるということと、担当課と団体との間の事前協議の充実。その一つのための議論のフォーマットを、まさにフォーマットをつくってはいかがかという提案なのですが、それに対して書類というのは、普通これも官僚制でよく言われるのですが、書類をつくることでそれが本来の目的。手段が目的を阻害するというのも、これはよくあることなので、ただそれぞれの目的をうまくマッチングさせるということもとても大切。

両方大切なので、だからそのシートの内容です。余り複雑に申請が担当課のモチベーションを下げたりとか、ディスインセンティブになかなかそれはならないような工夫を考えて、まずは案を出していただいて、それに対してこれはもういいんじゃないとか、これはどうかと。そういうたたき台をベースにした議論をと思うのですがいかがでしょうか。

関口委員 はい。

藤井座長 よろしいですか。基本的にはまずシートを出して簡素化していくという方向で、ただその内容は非常に。

伊藤委員 充実させる。

藤井座長 慎重に考えましょうと、そういうことですかね。いかがでしょうか。当面、まずそうしましょう。

事務局 共通認識は相談のときにすれ違いがないようにというところを重点的にしたいと思っていますので、確認シートといっても担当課もこういう相談で例えば似た事業があるということの確認ができましたか、はい、いいえみたいなそういうレベルにできたらしたいなと思っています。余り複雑化しないようにしたいと思います。

藤井座長 では、そういうことでよろしいですか。

関口委員 はい。

藤井座長 どうもありがとうございます。では、次、⑨番については先ほどご説明がありましたけれども、既に用意されている民間からの事業提案制度とすり合わせて、改めて課題やその議題になるものを抽出してもらうということによろしいですか。

では、その次に進めていっていいんでしょうか。

事務局 ⑧番が抜けたかと思うのですけれども。

藤井座長 ああ、そうか。本当だ。実例として今年度のこと、これについて。

事務局 はい。非常にシンプルな話なのですけれども、そういったことがあるといけないので、今回具体的に実例があったということで、そういったのもお話ししていきたいと思っています。

藤井座長 これはいかがでしょうか。よろしいですか。

よろしいというか、⑧番、それでは⑩番ですね。

事務局 ⑩番、こちらは実際の審査基準以降になっていきますので、ひとまずその4ページ目の一番上の傍聴者というところまで、先ほどのように読ませていただきます。

まず審査基準についてというところで、各项目的には経営状況のお話だったり、あと審査項目の表現だったり、通過ラインの判断基準がわかりづらいといったところのお話になります。こちら経営状況については、例えば経営状況を審査の項目から外してしまう。もしくは、事務局のほうでそういった確認をさせていただいて、事務局も専門家ではないので、正直きちんとしたお答えまではできないかと思うのですが、少なくとも問題があるところなのか、どうなのかというところを団体さんともやりとりをしながらそういった確認をさせていただいて、それをご報告するなどご審議、もしくは大丈夫なのかというのを確認していただくというところ。

⑩番の審査項目のあたりで、こちらについてはもう少しわかりやすい表現がいいだろうということであれば、こちらのほうでまた文案を作成させていただいて、それを協議していただけたらと思います。

⑫番のこちらの通過ラインのことなのですけれども、例えば次のところ。令和元年度のところにはおおむね6割というところをどういうふうに考えているかというところなのですけれども、単純に点数だけでなく、あくまでも支援会議の中の協議で足切りとは考えつつも、次の例えばプレゼンテーションを見たほうがいいんじゃないかとか、そういったところをご協議のところも含めて決定をしていただくという余地を設けるために、逆にそういったあいまいな言い方をしているような部分がありますので、それがわかりづらいということであれば、もう完全に明確に基準を設けてしまう。

例えば得点率6割以上をとらないと、もうそもそも通過としない。もしくは、5割とかで足切りにして、それ以上の団体を、一次通過をするかどうかの審議の対象とするといったようなことにするか、今までどおりのおおむね6割とかそういった表現の形で、また支援会議の中で話を協議して決めていけばよいのではないかというのがあれば、そちらはどういった形のほうがよろしいか、⑫番についてはご協議いただけたらと思います。いかがでしょうか。

藤井座長 では、この3点です。3ページの審査基準のところですが、この経営状況について審査しづらいというご意見があって、それに対する事務局としての取組案は、もう審査項目から経営状況を外そうか。あるいは、問題があるか、ないかどうかの指摘にとどめて報告をするという案ですが、これについてはいかがでしょうか。これまでこういうご報告についてご経験、経験値のある伊藤委員とか関口委員は。

では、関口委員。

関口委員 私は、これは別に対応する必要を感じてなくて、この間別に特に問題なく来ていますので、経営状況を審査の項目から外すとか、私からすると論外で、それはなぜというような気がしてならないのですけれども。

あと先ほど事務局で確認しというのがありましたけれども、ご自身でおっしゃっていたとおり事務局で確認できるのだったら苦労はないという気はするので、別にこれまでどおりやればいいんじゃないかなというのが率直な感想なのですけれども。

藤井座長 伊藤委員。

伊藤委員 関口さんが言ったように必要だと思うの。何で必要かという、経営状況はこのPL的なものとBS的なものがあって、それともっと今度は組織的なもの。どんな組織になっていて、どんな人がやっていたとか。そういうのをひっくるめたものがここに入ってくると思うのだ。

だけど、そういうのが何もなくなっちゃうとわからないし、極端なことをいうと赤。この団体は赤だというときに、設備投資や何かして赤になる場合もあるわけだ。そういうのが見えなくなるとその後の質問、もうこういうところはどうなっているのと、そういうのが多くなっちゃうんじゃないかな。だから、あったほうがいい。

伊藤委員 どうせ向こうはあるのだもの。あるものを出してもらっただけじゃない、基本的に多分。都へやっているか、シーズへ結果を出しているじゃない、決算で。それをつけているだけだから別にいいんじゃないか。

藤井座長 いかがでしょうか。今お二方とも、いや、もう全然外さなくていい。むしろ今までどおりやったので何も問題なかったのです。

伊藤委員 新しくつくるわけじゃないんだもの。

藤井座長 確かに経営状況、わかりづらいですけども、こうやって衆議をする中で議論は出てくるわけでしょう。

平野委員。

平野委員 平野です。お伺いしたいのは、この問題云々ということで赤字に、その左側に赤字が何とかと書いてあるのですが、これは赤字の団体はいっぱいこの申請書にあって。

伊藤委員 いっぱいだよ。

平野委員 今回の助成に受かった団体もそんなに立派な経営状態でなくて審査で受かってちゃっているから、これというならばそれ以前の問題で、どういう経営状態なら受かるかということ議論しないとだめなんじゃないですか。

藤井座長 むしろしたほうがいいと。

平野委員 もっともっと手前の状態でだめなんじゃないかとは、その助成の状態がよくない団体がいっぱい申請来ているというふうに私は見受けられました。

藤井座長 いかがですか。山田部長。

山田委員 山田です。今これ、きょうファイルを持ってきていないので、評価点との関係なのですけれども、これ経営状況についてとてもいい経営状況にあるとか、普通の経営状況にあるとか、経営状況に問題があるとかいうのは、評価点でどのぐらいのばらつきでつけられるような状況になっていたんです。

要は10点、9点、8点、7点と1点刻みになっているとか、5、4、3、2、1になっているとか、A、B、C、D、Eになっているとか。

伊藤委員 これは5だろう。

山田委員 5段階ぐらいだよ、多分。

事務局 ばらつきが、5段階出ます。

伊藤委員 10段階じゃないよね。

山田委員 そうですよ。それで、5段階で我々が評価ができるようなものなのではないかという。課題がありとか、課題がなしとか、上中下じゃないんでしょうけれども。むしろその今平野委員が言われたそもそも何をどこまで見るんだというところがまず一つあるのだと思いますし、やっぱり3カ年の事業。あるいは、その先を見据えてというところであるとすると、一定の事業の継続性ができるぐらいの経営基盤を持ってもらわなきゃいけないというところが、それは審査する我々として見る話だと思うのですが、別にこれで株価が上がるとか下がるとかそういう話でもないでしょうし、業績連動型でどうこうという話でもないでしょうから、5、4、3、2、1までくっつけるような話なのかどうなのかという。見るものと評価点との関係があるのかなと思いました。区の部長の発言じゃないかもしれないのですが。

藤井座長 その5段階のそれを聞かせていただけますか、もうちょっと。経営状況についての審査基準、スコアです。

事務局 10点です。10点なので、Aは10点、Eが0点になるように。

地域コミュニティ課長 2点刻みです。

事務局 2、6、8、10点でつけるような5段階に分かれているので、そのしかも何だったらBなのか、何だったらCなのかというところが、特に明確にはなっていないのでつけづらいことになっている。

藤井座長 一方でやっぱり先ほどお二人の、関口委員と伊藤委員からのこれまで長くかかわってこられた委員のご意見というのも、非常に傾聴に値するという気が私はするので、その設定について何か委員が共有できるような情報というか、一般的な情報。こういう場合の、そういう基準の接点についてのサジェスションみたいなのを、マニュアルとまでは言わないけれども、何かそういう脚注で何かつけられないものですか。

藤井座長 伊藤委員。

伊藤委員 ここで自分が考えるときは、例えばよくない、見てよくない。だけど、赤字が減っているところもあるじゃない。もしかしたら減っているところ、ふえているとか。その中に経営をどうのこうのという文章があるわけだ。私どもは今赤が続いているけれども、今こういう形で毎年、毎年赤を減らしていますというそういうコメントが重要なわ

けだ。手を打っている。

そうすると、こっちは、ああ、この経営者はいいい、経営状態はある程度いい。表面的な生態情報じゃなくて動的なものを見ればいいわけだ。だから、判断するのにそういうのが年度別にこうあるといいという意味なのだ。

藤井座長 何かエビデンス。やっぱりこれはスコアが明確にもう分かれている。経営状況というのは客観的な問題ですから、エビデンスをもとに通例判断されるのを経営と勘で委員それぞれの。それで評価が変わってくるというのも結構スコアがゼロ、10であるのだったら、これは大きいというところですから。

一方で、先ほども言いましたけれども、この問題というのは重要なやっぱり判断する上で、助成対象にする上で非常に重要なクリティカルな問題だろうとも思います。何とかいいあれはないですか。

土屋委員 恐らく私、事務局にご意見を申し上げたのですけれども、申請書類のその経営状況のものに関して判断できるほどそんなにスキルがないのです。ですから、いつも伊藤委員とか関口委員が事前に質問とかしているじゃないですか。そういうのを聞いて、ああ、ああ、そうかと思って判断しているのであって、もうちょっとスキルがあればやっぱりこういうものを出してもらって、そこでその団体の経営状況とか判断できるのですけれども、全く本当に素人に近い状態で点数をつけていいものかどうかという気持ちがあったので、それはわかる人に判断してもらったほうが私は楽だし、そのほうが適切なんじゃないかというふうな思いで事務局のほうに申し上げたのです。

ですから、わかっている方はとても重要な書類だとは思うのですけれども、本当に私にとっては荷が重かったというところが本心でございます。

藤井座長 山田部長。

山田委員 実は全然別の仕組みなのですけれども、区の公の施設、公共施設を今民間の人たちに管理してもらうときに指定管理者制度というものをやっています。そうすると企業さんなんかが入ってきて、企画提案書を読んで、また財務諸表も読み込んでということなのですが、今の土屋委員からのお話があったように審査する。例えば区の職員は私を含めてなのですけれども、学生のときに複式簿記をやった3級はとったよというのは、うろ覚えの記憶ではあるのですけれども、役所に入ると実は大福帳の単式簿記でしか区の職員はやってきていません。

そういう中でいろんなものが読み込めるのかどうなのかというと、事務局には率直に言

ってその能力はないというところがある中で、指定管理のときなんかは公認会計士さんにそういうものは読んでもらって、所見をレポートとしてまとめてもらって、出してもらって、それで審査の場に付しているというようなやり方をとっています。

実務的に例えばそういうことをやるだけのいとまがあるのかどうなのかわからないのですが、例えば事務局さんで申請書を受け付けたときに、団体さんの財務諸表を早目にとっちゃって、それを専門家のほうに。もしかするとお金がかかる話になっちゃうかもしれないけれども。

地域コミュニティ課長 かかります。

山田委員 何か見てもらうとか、あるいは早目に関口さんに送りつけちゃって、関口さんに見てもらっちゃうとか、そういう。

関口委員 いや、だからいいですか。もうだから私が思うに、この間例えば事故が起きてしまったなら改善の必要はあると思うのです。例えば事業中に破産してしまった法人が出たとか。ただ、今まで幸いなことにこの合議体による審査の結果は、おおむね妥当なところを行っていて、この間財務的な問題が理由で事業が中止になったり、やめられたりという事例は私の知る限りないですよ。

ということは、その少なくとも今の審査はそこまで悪い方向には行ってないと思うのです、少なくとも経営状況について。公認会計士の所見というのもごもつともではありますが、はっきり言って非営利の世界における公認会計士の専門性はほとんどないと思っていたほうがよくて、分析のフレームワークがないのです。企業で言うところのアローワイダーの何だのかんだのというのは、非営利の世界の研究が非常におくれている余りなのです、財務的な生存力がどうこうとかというのはあるのですけれども。全然まだまだ公認会計士協会お墨つきの財務分析のツールがありませんので、それは公認会計士にお願いしたところで恐らく我々と議論している結果と。

山田委員 さして変わらないですか。

関口委員 そう、さして変わらないか、それ以下のレポートが上がってくるに違いない、企業と同じフレームワークを使ったような。

山田委員 では、それであればわざわざ公費を投入してお金をかける必要もないのだなというふうに思います。ただ、いずれにしても先ほど5段階評価でやっている。そこまで評価点を分けなきゃいけない。先ほどの関口さんの過去10何年の安定的な、要は審査の状況からすれば5段階で評価をつけなくてもいいような気も個人的にはしますということ

だけ申し上げておきます。

藤井座長 ありがとうございます。一つは、この会議体が今も関口委員から話がありましたが合議体である。これは専門的な意見を判断する上で反映させる機会を1人では判断がなかなかできないので、いろんな知見を持った人たちがメンバーになって、そこで意見の集約であったり、認識共有するということができる合議体ですので、ですからここで今まで長年の蓄積の中で見て、省みて大きな判断の誤りや問題が検出したことはなかった。

ただ、やっぱり一方で今お話があるのはゼロ、10であったりゼロ、5であったりのスコアリングするのはなかなかということでもあれば、その例えば問題があるなし、パスか、そうじゃないかという、そういう基準もあるのかなという気はするのです。

その点はちょっともう一度。

地域コミュニティ課長 また2段階なり3段階なりとか、そういった提案という形でまた。

藤井座長 改めて出していただいて、もう一度議論をと思いますが、いかがでしょうか。

関口委員 はい。

藤井座長 では、その次、引き続き⑩番の項目の表現、基準について明確化、具体化してはということで、これは次回の、これも文案を提示していただくと。そのときに議論をするということですか。じゃない？次回じゃない、次々回だ、13回。

事務局 私の記憶ですと、審査基準の中の多くの区民の社会貢献活動と多くの区民ってどういった人たちなのというところで、会議の中でお話があったかと思しますので、そのあたり気になるようなところをこちらのほうで、もうちょっとほかの言い回しがないか考えていきたいと思えます。

そうしましたらこちらまた文案を作成して、皆さんにお決めいただくということで、次回だとほかの残りのものもあると思うので、第13回が協働事業助成の次年度の具体的なこともお決めいただく会議を設けていますので、そこでまとめてでよろしいですか。

藤井座長 そうですね。よろしいですか。継続というよりも次々回のときに。

事務局 そうです、次、文案を協議するという方向性でということ。

藤井座長 はい。次です。⑫番、これはもうご議論いただかなければならないのですが、もうよろしいですか。通過ライン、これはもういつもそうなのですが、でも通過ラインについて、どうぞご意見を。ここに書いていますが今まで明確な基準。明確な基準は6割というのが比較的明確だったと思うのですが、それ以降は個別に例えば50何点のところは、

後半のところはというような感じのそういう会議の蓄積した感触、コンディションがあったと思うのですが、これについて改めて明確な基準をとこういうご意見もあったのでしょうか。これについて。

事務局 そうです。明確というか、基準がわかりづらいということで。

藤井座長 わかりづらい。

事務局 どういうふうにしたほうがわかりやすくなるのかというところで、事務局として考えたのがそういう明確な基準なのかなというところで。

藤井座長 いや、これ、僕らなんかもやるのですけれども、明確にやると余計わかりにくくなるということなのです。だから、今の運用がという意見が伊藤委員から。

伊藤委員 多分これどこかに基準を置く。基準を置くということは、そのボーダーにして上下が出てくるのだ、絶対。だから、僕は今のままでいいと思う。これはもっと下げようと、上げようと絶対その近辺が出てきたときにどうしようか。それは今のこの6割と一緒にだよ、多分。

藤井座長 なるほど。いかがでしょうか。

土屋委員 これ、その次の⑬番ともかかわってくると思うのですけれども、やはり伊藤さんがおっしゃったようにおおむねにして、やっぱりその前後でいや、でもこのプレゼン聞きたいなとかと言ったらやはり。いいと思います、これで。

藤井座長 ⑬番にかかわる。平野さん。

平野委員 平野です。これは私が多分書いたと思うのですが、この⑬番のところと一緒に、二次審査のときに担当部署の意見書を読んで得点表が下がっていくという状況があったから、そうするとこの審査方法というのは、担当部署の意見をもとに決めていくというそのルールがあるということがもし明確になるならそれは結構なのですが、ないならばおおむねは50何パーセントというたしか得点率だったと思うのです。それから、二次にいかなかった団体があって、それで60数パーセントが上がってきた理屈がわからないということなのです。おおむね、こんなに離れていたらともかくとして僅差であった。

藤井座長 その点については、確かにそういうご趣旨のご意見だったということなのですが、そこで例として6割以上を通過として、もう一つの補足的な基準として得点率5割で足切りとする。それ以下はだめと。それ以上の団体を一次通過の改めての審議、上に上げるかどうかの審議対象にしてはどうかという、そういう案ですか。

事務局 はい、案としてはそうです。

藤井座長 関口委員。

関口委員 何かこれ前回言った気がするのですけれども、つまり今回のこの制度改正をどういう方向性で進めるかによって結論が変わってくる話だと思ひまして、我々が審査しやすくするためなのか、それともより多くの団体さんに申請してもらい、ないしは協働事業提案制度をもっと多くの団体に活用してもらうためにやるのか。それがやっぱりないと、個別のこの①から十何のこの項目を判断していてもいいのですけれども、グラウンドデザインなしに細かなところでああだ、こうだやっても自己矛盾というか、この中で先ほど、前回言った気がしますが簡素化するのか、もっと細かくするのかという。そこをちょっとどう判断していけばいいのかと。

私はもっと多くの団体に活用してもらいたいと思うので、⑬番ともかかわるのですが、もう一次審査は何ならないぐらい。つまり全団体プレゼンに呼ぶと。ただし、当然キャパがありますので、どうしても一気に15団体も来ちゃったら、それは見切れないです、プレゼンが。

だから、そういう場合は足切りじゃないけれども、残念ながら落ちてもらうというぐらいのなるべく多くの団体のプレゼンを聞いて、そのなるべく情報量をこちら側がもらった上で判定を行うというほうに、この際徐々にシフトできればいいなど。幸か不幸かここ最近申請数が少ないです。

藤井座長 いかがでしょうか、今の関口さんはそうおっしゃいましたけれども。

伊藤委員。

伊藤委員 伊藤ですけれども、やり方だよ。本当は僕たちも最初から聞きたいの、趣旨説明じゃないけれども、どんなふうはこの問題を定義してきて、それをどういうふうで解決していくと。それで済んじゃうんだ、本当は。書類も何も要らないのだから、まじめなことを言っちゃうと。プレゼンに呼んで30分なら30分全部説明してもらったほうが、質疑応答したほうがいいのだけれども。

それはもう完全に根本から変えてしまうという話だよ、今までの方法と。そこまで本当に考えなくちゃいけないのか、それとも今までのようにこう持って行って、それで呼ぶ。一次をもっと呼ぶ。

藤井座長 これは私の個人的な見解なのですが、今関口委員、伊藤委員がおっしゃったように、そもそもこの制度をどのように定着して、促進して新宿区の中での団体と役所との連携をどう高めていくのかということが、本来この制度の趣旨目的であるとしたら、そ

ういう意欲を持って申請してきたところに対しては、可能な限りアウトリーチする。

ただ、さまざまな制約というのがやっぱり。時間的な制約もあるし、経費のコスト制約というのは避けられないわけで、優先順位づけをしなきゃいけない。その優先順位づけをするための思考の手だてです。できる限り我々の意見はデモクラシーとはちょっと違うのですが、できるだけ間口を広げていこうというのがこの制度の趣旨であることは、ねらいであることは間違いないので、落とすための仕組みを厳格化するよりも、ただやっぱりどこかで線引きしなければいけないことは避けられない、我々は。

その点で我々は議論をもうちょっと尽くしたほうがいいかもしれないという気はします。

さっきもすべてをとという話、関口委員からお話があったのですが、なかなかそれは十何団体ということであれば正直困難だろうと思うのです。

だから、やっぱりスコアを僕としてはやっぱりどこかで切らざるを得ないのかなという気はするのですが、実際の実現可能な選定で言うと。

関口委員 だから、足切りを例えば設けるということは、だから採点是要領にも書いちゃっているということだから一次審査はしますと。これはどう見ても、だれがどう見ても適当に書いているだろうという。そんな団体さんまでわざわざプレゼンに呼ぶ必要はないと思いますので。ただ、その基準は今の6割だと今と変わらないので、例えば5割以下とかにして、5割以下の団体さんは残念ながらもうプレゼンはもうさようならと。

ただ、それ以上は原則受けるので、その上位から例えば10団体までというふうにしておけば、多くの団体に機会が生まれるというふうな気はします。

藤井座長 今具体的に関口委員からご提案があつて、よろしいですか、こうまとめて。5割以下を足切りとして、ただそれ以上あつた、団体が10団体以上あつた場合は、スコアに従って上から10番目までにプレゼンテーションの機会を与えるというご提案というか、そんなようなお話として受け取っていいですか、関口委員。

関口委員 はい、例えばそういう。

藤井座長 例えばということなのですが、それについて。

伊藤委員。

伊藤委員 今その話と違うけれども、例えばの話でいろいろな10人審査員がいて、それを何点かに集めるときによくイレギュラーと言ったら悪いけれども、一番下と一番上。これはかなりの差がある、多分。それを抜かすというのも結構やっている。スポーツの世界なんてよくそうじゃない。抜かして真ん中でやるとか、そんなほうもあるのかなと今思

ったのだけれども。そうするとばらつきが少なくなるという話だ。

いや、例えばの話だよ。

土屋委員 これは審査というのは、一次審査とプレゼンとプラスした点数でできている？

地域コミュニティ課長 別です。

土屋委員 これ、一緒にプラスして上位というか、という決め方だとより。

伊藤委員 今までやっていないから、そういうのもあるんじゃないのと言うのだよね。

土屋委員 ええ、そうです。

藤井座長 その数が多いときに制約が、時間制約とかそういうのがあるので。

土屋委員 だから、関口委員が言ったようなもう5割以下は足切りでそうやってできるだけ呼んで、それでプレゼンを聞いて、その点数と一次審査と足した点数でというの。

藤井座長 それはそうでしょうね。

土屋委員 そうすればプレゼンにたくさん来て、私たちがたくさんいろんなことを聞きたいと思うし。ただプレゼンだけの点数になっちゃうと、じゃあ、一次審査はどうだったのということになっちゃうので。

藤井座長 どうですか。

関口委員 いや、そうなのです。だから、申請書は今の一次審査というのはえらいハードルの高い足切り審査になっているのです。なので、一次なのに書面じゃないですか。なので書面という限られた情報量の中から、先ほどの経営状況もそうなのですけれども、さまざまな情報を我々が読み解いて評点に反映しなければいけなくて、非常にお互い負担が重い審査になっているのです。

その割には6割という結構高目の足切り点が設定されているので、ほとんどみんな通過できずという。だから、事実上それで消してしまうというのです。それだったらそもそもは協働事業も24件とかですよ、最多？ 一時期すごく多かったです、この申請が。そのときは確かに有効だったのですけれども、今の2段階審査が。今や4件とか3件なので、当時の意義はだいぶ薄れているのです。

藤井座長 そうすると。

関口委員 だから、それはおっしゃるとおりだから2段階、センター試験と二次試験みたいなものでやってもいいし、引き継いでもいいし。今は引き継がない方針でやっているのです。二次審査ある意味一発。足切りを通過できたら、あとは二次試験で一発審査というふ

うになっちゃっているんで、そこは十分改善の余地はあると思います、私は。

藤井座長 松井委員。

松井委員 松井でございます。では、皆様の意見を統合すると、一次審査のラインを少し今までより緩めにして、さらにでも一次審査で頑張っただけの人がいるのにもかかわらずプレゼンが余りうまくないところもあったり、プレゼンがうまいのだけれども、書面にするとどうかなというところもあったりするので、二次審査と一次審査の総合点で判断するという折衷案みたいなのもあってもいいのかなと思いますがいかがでしょうか。

伊藤委員 土屋さんが言ったようなことでしょう。

松井委員 土屋さんのも加えて、関口さんのもそうで、もともとの足切りの段階が今6割だから、大変だったらその点をもっと下げてプレゼンできる場所はふやした上で、さらにプレゼンを聞いた上での点数だけになっちゃうとまた別になってしまうので、一次の審査も残した上で評価するというのはどうかなと思っているわけでございます。

藤井座長 改めてですけれども、ご意見を寄せられた平野さんは。

平野委員 平野です。4件しかないなら全部聞くというのは、確かにそのとおりでなというふうに思ったということと、ただこの間口を広げたいということでもししくならば足切り方式というよりは、例えばもう少し土屋委員がおっしゃっていただいた総合点方式でプレゼンテーションのよさとか可能性を見てみて、伊藤委員がおっしゃられた会計的なものも含めて今は赤字だけれども、実は改善されているということがもし見るならその場で質問して、それを評価すればいいんじゃないかという。そういう面では見てみて、聞いてみて、企画書で足りないものを私どもが判断するというもので一次、二次の総合得点方式というか、はいい話なんじゃないかとは思っていたけれども、同時に各課のご意見というのはあれだけちょっとよくわからなかったから、そこだけもしそういう課がもし否定的な話が出てきたものも大きく作用してしまうかどうかは、少しそれは、この協働事業そのもののあり方としてはご検討いただいたらいいのかなとは思いました。

藤井座長 総合方式ということについては、大方よろしいですか。ただ、足切りが多い場合はどこで設けるかということなのですが、それを例えば50点。50点は高いのですか。40点？

伊藤委員 難しい。この点数の難しいのはみんな違うじゃない。

藤井座長 ああ、確かに。

伊藤委員 だから、おれは緩くつけたと思っても高いと思わないし。

平野委員 そうですね。

伊藤委員 それは同じ、人がどうつけているのかというのは、まるっきりわからないから難しいねと。

関口委員 でも、例えば総合点方式でいくとすると、その一次の点数も生きるわけじゃないですか。その足切りで例えば4割だとすると6割のためには7割、8割とらなきゃいけないわけです、その団体は。恐らくそれはこれまでの経験上ほぼ難しいので、足切り点の設定はそこまで団体側に不利にはならないのと、あと自分で言うおいて何なのですけども、やっぱり中にはろくに応募要項も読んでこないようなどうしようもない団体が紛れ込む可能性はあるので、そういう団体のためにも時間を割くというのはいろいろもったいないなという気はするので。

藤井座長 そうですね。いかがでしょうか、石橋さん、何か、よろしいですか。

石橋委員 松井委員が皆さんの意見を融合してくださったのがいいなと思いました。

藤井座長 そうですか。確かに合理的に考えて40点で採択される点数は、次のプレゼンで高いハードルを立てなきゃいけないということであれば、僕の感覚としてはやっぱり40点か50点ぐらいの間。

関口委員 40点、50点、そうですね。

藤井座長 設定なのですがどうですか。どうでしょう。僕は平均点がいいかなと。

伊藤委員 感覚的に言えば50は欲しいのだ、何か。

土屋委員 そうですね、半分は欲しい。

伊藤委員 それに50以下はちょっとなという、考えるよね。それだけ悪いのかと。50というのは上にもいくし、下にもいくし、まあまあだなと。

藤井座長 50。何か言い方が、50という何か言い方が。

平野委員。

平野委員 平野です。事務局の方に確認したいのですが、前回の一次審査の各得点率というのはどこの分布図がよかったのでしょうか。先生がおっしゃったように50以下、40点ではもうしょうがないという団体が多かったのか。その分布図を教えてください。そこで40点、30点なのか、あるいはそこできょうはもうそれができないならば次回ということで、宿題で全然結構ですので教えていただければなと思いました。

事務局 今回のものは結構割れていました。一番低いところで36.7%、次42.1%、55.1%、63%という形だったので。今おっしゃられていた50がよろしいのではな

いかというところでは半分は二次審査にということにはなっているのですけれども。

伊藤委員 今回のは、どっちかというと全く区がやっているのもあったじゃない。それはもうどえらく低く出たじゃない、それはもう業務部のほうで。そんなのがあると。

事務局 そうしたらあくまで足切り、一応50というところで設けはするものの、会議でそのほかのいろいろ状況を踏まえつつというところで、最終的に二次に行くところを決めるという感じが。

藤井座長 改めて確認する感じですね。

伊藤委員 聞くに値する。

藤井座長 原則として50と。

事務局 最終的な得点としては、一次も二次も足して総合点で判断をするというような形でいかがでしょうか。

藤井座長 いいですか、今の。

土屋委員。

土屋委員 ちょっと確認、おおむね5割ということですよ。

事務局 もし足切りとするのであればそこは。

藤井座長 もう明確にそれは。

土屋委員 ぴったり？

事務局 ぴったりのほうがよろしいかと思えます。おおむねと言うと。

土屋委員 49ではだめ？

藤井座長 だから、その話を合議の中でプレゼンの機会を与えるということをもた議論すると。

土屋委員 では、完全に足切りではなくて、やっぱりおおむね5割ということですよ。

藤井座長 そう、原則50ということですよ。

土屋委員 5割、はい。

事務局 原則5割とかがよろしいですか、表現としては。

土屋委員 うん。

関口委員 まあ、そうですね。

事務局 おっしゃっていたように49.9%はどうするのという話とかがどうしても出てきますので。

土屋委員 そうです。だから、おおむね5割でいいんじゃないですか。

平野委員 平野です。

藤井座長 平野委員。

平野委員 それならばもし土屋委員のもしプレゼンテーションする機会を均一に与えるということならばミニマムのほうでやって、例えば4割以上だとかにしちゃうと広がっていくんじゃないかなと。例えば先ほど49.9と51%でこれは、僅差は0.2%ぐらいしかなくて、その0.2%の差は何なのかが明確な議論がもしできないならば、10ポイントぐらいというやり方もあるかなと。大体6割ですよ、二次に進んだのは。6割と4割の差、47%の差がそんなにあるかという。ポイントというか数字的なものです。

藤井座長 区切らないといけません。

平野委員 そうですね。

藤井座長 そのある程度人間の関係みたいなところで。

関口委員 これはきょうそのパーセンテージまで決めないとまずいですか。

事務局 いえ、そこまでは大丈夫です。

藤井座長 それについては後で。

事務局 その表現なり、切るところをどうするかというところは。

藤井座長 おおむね5割。

事務局 また議論いただくとして、大きな方向性としては今申し上げたような段階を踏んでいくということよろしいでしょうか。

土屋委員 はい。

藤井座長 次回の12回の会議で改めて残された課題整理表に基づく議論はしていきたいと思います。

事務局 あと次回以降のご案内をさせていただきます。次回、12回の協働支援会議につきましては、年を明けまして2月。1月は開催がございません。2月10日月曜日、午後2時から行わせていただきます。内容としましては、こちらのきょうの引き続きのものになります。それとあと一般事業助成の募集要項も確定したいと思っていますので、少しその時間を入れさせてください。

第13回協働支援会議は3月19日、こちらが年度内最後の会議となります。こちらのほうも2時からになります。令和2年度の協働事業助成についてということで、先ほども何件かありました表現、文案とかを見ていただいたりとか、そういった具体的なお話と、進捗状況調査の今年度版がそのころにはご報告できるかと思っていますので、そこで

またご報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

藤井座長 きょうはどうもこんなに超過しまして申しわけありません。

土屋委員 お疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —